

長崎県例規集検索等システムに係る業務委託 仕様書

令和7年9月

長崎県総務部総務文書課

1 業務の名称

長崎県例規集検索等システムに係る業務委託

2 概要

- (1) 長崎県例規集に登載している例規をデータベース化し、L G W A N（総合行政ネットワーク）を通じて職員が利用（クライアントユーザー数約 5,850）し、また、インターネット上に長崎県が開設しているホームページを通じて県民が閲覧できるようにするためのセットアップ等を行うこと。
- (2) 初期入力データ以降の例規の制定改廃に基づき、当該制定改廃の内容で更新データを作成すること。

3 委託期間

委託期間は、契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。ただし、システムの運用開始に必要な初期データの作成並びに L G W A N システム及びインターネットシステムのセットアップ業務は令和 8 年 3 月 31 日までに、長崎県例規集（3 セット分）の作成は、令和 8 年 7 月 31 日までにを行うものとする。

4 システム項目

L G W A N システム及びインターネットシステム用のサーバーは受託者が用意することとし、L G W A N システムにあっては L G W A N 回線により庁内ネットワークから接続可能とする。また、インターネットシステムは、インターネット回線により、誰もが接続可能とする。L G W A N システム及びインターネットシステムは、次のシステムを利用可能とする（庁内でのサーバー管理は一切不要とする。）。各システムの機能については、下記 6 による。なお、総合的に各システムが連携するデータベースシステムの機能を有すること。

【システム概要】

- 例規検索システム：例規検索機能を有するシステム
- 法令検索システム：例規との連動可能な機能を有する検索システム
- 判例検索システム：法令との連動可能な機能を有する検索システム
- 例規立案システム：立案・審査機能を有するシステム
- 例規整備支援システム：法令の改廃状況や例規整備に関する情報提供機能を有するシステム

5 利用者等

(1) 利用者及び稼動時間

ア 本県職員のクライアントは、庁内ネットワークに接続されている約 5,850 台であるが、導入システムの全てで同時接続・利用クライアントは 100 台以上とする。

イ 稼動時間及び利用時間帯は、24 時間 365 日とする。

(2) クライアント PC

ア OS：Windows11 以上

イ ブラウザ：Microsoft Edge Ver131.0 以降

※機器の入替え等により上記機能が変更となった場合も受託者の責により、システムの利用

に支障を生じないこと。

6 システムの機能

システムは、以下の機能を有するものとする。

(1) システムの概要等

ア L G W A Nシステム（庁内職員用）

長崎県例規集をデータベース化し運用するためのシステム（現行の国の法令等の情報及び判例情報等を含む。）

イ インターネットシステム（外部公開用）

本仕様に基づいたデータを用い、インターネット上で長崎県が開設しているホームページを通じて県民に公開するためのシステム（長崎県例規集のみ。）

※長崎県公式ホームページに、受託者が用意するインターネットシステムの URL を掲載する。なお、長崎県公式ホームページへの URL 掲載は県が行う。

※インターネットシステム公開用のインターネット接続環境は受託者が用意するものとする。

ウ システム保守作業

上記各システム等の保守

(2) システムのソフトウェア

システムのソフトウェアは、以下の仕様を有するものとする（L G W A Nシステムにあっては下記のすべての機能を有し、インターネットシステムにあっては、例規検索システムのうち、下記のアの目次検索、五十音検索、用語検索並びにエの検索結果一覧、現行・廃止例規一覧及び全文表示機能並びに例規内で引用している別表及び様式についてリンクが設定され、クリックすると別表等を表示する機能及び他の例規（「条例」のように略称で表記されている箇所を含む。）についてリンクが設定され、クリックすると該当の例規を別窓で表示する機能並びにケの廃止例規管理機能を有するもの）。

ア 例規検索機能（例規検索システム）

- ・ 目次（体系）検索機能
- ・ 五十音検索機能
- ・ 用語（簡易、詳細（検索要件の絞込み（所管部署等）を可能とする。)) 検索機能
- ・ 制定・沿革（制定、改正年月日）検索機能
- ・ メモ検索機能
- ・ 関係法令検索機能（指定した法令及び例規を引用している例規並びに指定された例規が引用している法令及び例規を検索）

イ 現行法令検索機能（法令検索システム）

法令は、法律、政令、省令のほか告示情報も含むものとする。

- ・ 目次（体系）検索機能
- ・ 五十音検索機能
- ・ 用語検索機能
- ・ 制定・沿革検索（制定、改正年月日）検索機能

ウ 判例検索機能（判例検索システム）

- ・ 用語、判決日、事件番号、裁判所、裁判官名、出典、参照法令、民事又は刑事の別及びその組合せによる検索
- ・ 目次（体系）検索機能

エ 表示機能

（例規検索システム）

- ・ 検索結果一覧表示
- ・ 現行・廃止例規一覧表示
- ・ 全文表示
法制執務上の体裁を保ったもの（表、様式を含む。）とする。
用語検索の結果のヒット箇所を別色で表示できるものとする。
- ・ 条単位での改正履歴の閲覧を可能とする。
- ・ 表示されている目次にリンクが設定され、指定した箇所を表示できるものとする。
- ・ 条項で引用している別表及び様式並びに他の例規及び法令（「条例」のように略称で表記されている箇所を含む。）について、リンクが設定され、クリックすると該当する様式等の箇所を別窓で表示できるものとする（例規検索、法令検索のデータベースを連携して利用可能とし、例規と引用法令間のリンクは、指定した例規と同時点に有効であった法令を表示するものとする。）。

（法令検索システム）

- ・ 検索結果一覧表示
- ・ 現行・廃止法令一覧表示
- ・ 全文表示
法制執務上の体裁を保ったもの（表、様式を含む。）とする。
用語検索の結果のヒット箇所を別色で表示できるものとする。
- ・ 条単位での改正履歴の閲覧を可能とする。
- ・ 表示されている目次にリンクが設定され、指定した箇所を表示できるものとする。
- ・ 条項で引用している同一法令内の他の条項（「前条」のように表記されている箇所を含む。）並びに別表及び様式並びに他の法令（「法」のように略称で表記されている箇所を含む。）について、リンクが設定され、クリックすると該当する条項等を別窓で表示できるものとする（他の法令へのリンクは、指定した法令と同時点に有効であった法令を表示するものとする。）。
- ・ 関連する判例については、条項ごとにリンクが設定され、クリックすると該当する判例を別窓で表示できるものとする（法令検索、判例検索のデータベースを連携して利用可能とする。）。
- ・ 下位法等への委任規定、参照規定、罰則規定等の法令条項を読み解くのに必要な注釈情報を条項ごとに登載し、該当情報を別窓で表示できるものとする。

（判例検索システム）

- ・ 検索結果一覧表示
- ・ 判決に関する情報の表示

判例全文情報（事件名、事件番号、裁判日付、裁判結果、裁判官名、審級関連情報、出典元等）を表示できるものとする。

判例の関連情報として、判例評釈情報、参照法令、引用判例、被引用判例を表示できるものとする。

用語検索の結果のヒット箇所を別色で表示できるものとする。

判例中に引用している他の判例及び法令については、リンクが設定され、クリックすると該当する判例等を別窓で表示できるものとする（判例検索、法令検索のデータベースを連携して利用可能とする。）。

判例を論点ごとに整理した判例要旨情報を表示できるものとする。

- ・ 判例解説（例：判例タイムズ等）を登載するものとする。

オ 法令及び判例データの更新（法令検索システム、判例検索システム）

法令及び判例のデータは、年間１２回（毎月更新）以上を実施すること。

カ ダウンロード機能（例規検索システム、法令検索システム、判例検索システム）

指定した条項及び判例等をテキストデータ、リッチテキストデータとして任意のファイルに保存できるものとする（例規については、リッチテキストデータのみ。）。

キ メモ機能（例規検索システム）

- ・ 任意メモ
- ・ 共有メモ（管理者のみが書込み。）

ク 新旧対照表作成支援機能（例規検索システム）

- ・ 法制執務上の体裁を保ったもの（表、様式を含む。）とする。
- ・ 任意のファイルへの保存を可能とする。

ケ 履歴管理機能

- ・ 過去・未施行条文作成機能

（例規検索システム）

制定及び改廃について、施行日ごとに例規情報を管理するとともに、指定した時点ごとの条文の検索及び閲覧を可能とする。

（法令検索システム）

法令の制定及び改廃について、施行日ごとに法令情報を管理するとともに、指定した時点ごとの条文の検索及び閲覧を可能とする（新旧対照表による閲覧も可能とする。）。過去の履歴は、可能な限り制定時からの閲覧を可能とすること。

- ・ 廃止例規管理機能（例規検索システム）

廃止された例規を廃止根拠（条例の場合は、廃止条例の条例番号。規則以下についても同じ。）とともに蓄積し、一覧から該当の例規内容を表示できるものとする。

コ 例規原議管理機能（例規検索システム）

- ・ 原議内容の表示

例規原議のデータをサーバー上に登録し、一元管理できるものとする。

登録された原議情報について、キーワード、例規種類及び公布年月日による検索を可能とする。

サ 例規立案システム

- ・ W E Bブラウザのみで例規の制定及び改廃の立案及び審査を可能とする。
- ・ 例規の新規制定については、システム外で作成したワードファイルの読み込みが可能であること。
- ・ 新規制定及び改正後条文の起案について、その条文の形式的な整合性を条文構造、用字用語、改正例規内引用関係等の観点から審査する機能を有し、他の例規との引用関係についても調査できるものとする。
- ・ 改正後条文の審査が終了した時点で、新旧対照表議案形式にて、リッチテキストデータでダウンロードできるものとする。
- ・ 改め文を自動作成し、リッチテキストデータでダウンロードできるものとする。
- ・ 最新の法令、辞書機能等を利用した審査機能（存在する条項か、法令名及び番号があるか等）を有するものとする。

シ 例規整備支援システム

- ・ 例規が引用している法令の改廃情報については、施行日単位で新旧対照表形式にて提供するものとする。
- ・ 例規所管課ごとの法令の改廃に影響する例規を特定できるものとする。
- ・ 特定した例規は、リンク設定により別窓で表示できるものとする。
- ・ 電子メールで法令改正情報を任意のアドレスに通知する機能を有するものとする。

6 セキュリティ機能

- (1) L G W A Nシステムには、県からのログインのみを許可するものとする。
- (2) L G W A Nシステムには、管理者用及び所管課用の I D設定を可能とする。

7 データベース及びセットアップ

システムの運用に必要な初期データの作成並びに L G W A Nシステム及びインターネットシステムのセットアップを行う。

(1) 初期データの作成

ア 新しいシステム（L G W A Nシステム及びインターネットシステム）で利用できるデータを構築する。データは、法制執務上の体裁を保つものであること。

イ データベース化の対象は、既存の長崎県例規集（紙ベースの長崎県例規集第Ⅰ巻から第Ⅸ巻。現行例規約 1,400 件。）とする。

ウ データベースは、令和 7 年 9 月 30 日内容現在の長崎県例規集の現行例規及び現システムに構築されている令和 2 年 9 月 30 日以降の廃止例規、過去原議、改正履歴を対象として構築すること。各コンテンツの詳細は以下のとおりとする。

① 現行例規

令和 7 年 9 月 30 日内容現在の現行例規（約 1,400 件）に対し、令和 8 年 2 月 28 日までに公布された制定改廃内容の反映したデータを構築すること。

（参考）例規件数（令和 7 年 4 月末現在）

条例 405 件、規則 291 件、訓令 43 件、告示 148 件、各種委員会規則 197 件、各種委員会訓令 39 件、各種委員会告示 242 件、各種委員会規程 3 件、その他 4 件

② 廃止例規

令和 2 年 9 月 30 日以降に廃止された例規（約 200 件）について、例規間リンク及び引用法令へのリンクを実現し、用語検索、年月日検索（期間指定を含む）、種別検索が可能なデータを構築すること。

③ 過去原議

令和 2 年 9 月 30 日以降の過去原議（約 1,000 件）について、改正沿革からのリンクを実現し、用語検索、年月日検索（期間指定を含む）、種別検索が可能なデータを構築すること。

④ 改正履歴

令和 2 年 9 月 30 日以降の全ての改正内容について、例規ごとに施行年月日単位で履歴を閲覧できるとともに、改正箇所の比較表示及び新旧対照表形式で表示が可能なデータを構築すること。

エ 構築に必要なデータについては、県ホームページ上で公開している県例規集及び県公報からダウンロードし、対応すること。ただし、廃止例規については、県が例規データを提供するものとする。

オ 各種様式については、rtf 形式で構築すること。

カ 初期入力データは、令和 8 年 2 月末現在の例規とする。

(2) セットアップ業務

ア システムに用いる同システムサーバー用プログラム及びシステムで使用する初期データのセットアップを行うこと。

イ システムに用いるシステムサーバー関連ソフトウェアに係る基本ソフト及びデータベースソフトのセットアップを行うこと。

8 データの更新作業

(1) 令和 8 年 3 月から令和 13 年 2 月までの県公報に登載の条例、規則、訓令、要綱及び告示等の制定改廃に基づき、当該制定改廃の内容を登載した長崎県公報により更新データを作成し、システムへのセットアップを行うこと。

(2) データの更新は、原則として毎月行うものとし、長崎県公報を受領後 1 か月以内に行うこと。

(3) 改正前のデータを保存し、全てのデータの更新履歴を責任をもって管理すること。

(4) 例規の制定改廃は、年間約 270 件を見込む（当該件数は委託期間中の制定改廃件数を保証するものではない。）。

9 サーバー

L G W A N システム及びインターネットシステム用のサーバーは受託者が用意することとし、L G W A N システム及びインターネットシステムの利用・接続に必要なサーバーのセットアップやセキュリティ対策は受託者が行うこととする。なお、サーバーは県には設置せず、受託者の管理する安全な場所に設置すること。

10 システムの保守作業

システムの開発、導入及び保守における事故・不正行為防止のため、次の事項を遵守すること。

- (1) システムダウン等障害からの復旧のための体制を整備すること。
- (2) データ保護のためのバックアップ体制を整備すること。
- (3) 長崎県総務文書課との連絡体制を整備すること。
- (4) 開発、運用及び保守の計画、責任を有する所属、責任者及び監督者を定めること。
- (5) 作業者及び作業範囲を明確にすること。
- (6) 情報システムの開発及び保守等の事故・不正行為に関するリスク分析を行うこと。
- (7) 情報システムの開発、変更、導入及び保守に関する手順を明確にすること。
- (8) 開発及び保守する情報システムは、可能な限り運用システムと切り離すこと。
- (9) 開発、導入及び保守に際しては、情報セキュリティ上問題なるおそれがあるソフトウェアを使用しないこと。
- (10) 開発、導入及び保守の際のアクセス制限を明確にすること。
- (11) 開発、導入及び保守を行った者の利用者 I D、パスワードを当該開発又は保守終了後に不要となった時点で速やかに抹消すること。
- (12) 開発、変更、導入及び保守の記録をとること。
- (13) マニュアル、試験データ等は、定められた場所に保管すること。開発した情報システムは十分な試験を行うこと。
- (14) 個人情報等の重要な情報が含まれる生データを試験に使用してはならない。試験に使用する必要がある場合は、事前に県の承認を得ること。
- (15) 機器等について、予防保全（機器等の障害発生を事前に想定した上での交換、定期的なクリーニング等により、障害を未然に防止すること。）を実施すること。
- (16) システムに係るソースコードを適切な方法で保管すること。
- (17) ソフトウェア（独自開発ソフトウェア及び汎用ソフトウェア）の更新又は修正プログラムの適用においては、不具合、他の情報システムとの相性等についての確認を行うこと。
- (18) 情報セキュリティに影響を及ぼす不具合に対する修正プログラムの導入を速やかに行うこと。
- (19) コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、サーバー等におけるコンピュータウイルスチェックの実施状況を確認すること。

11 システムの引継ぎに関する事項

新しいシステムについて、職員が操作を円滑に活用できるようサポートを行う。

- ・職員及び管理者向けの操作等のマニュアルの作成
- ・職員及び管理者向けの研修会の実施

12 紙ベースの長崎県例規集

- (1) 長崎県例規集（3セット分）の作成業務（長崎県例規集第1巻から第9巻。現行例規約1,400件。年別、五十音索引を含む。）※新規業者においては、新たに作成すること。
- (2) 長崎県例規集（3セット分）の追録の作成及び例規集の加除作業

13 検査及び引渡し

- (1) 納入成果物
ア システム一式

- イ 各種設定資料（管理者、所管課用 I D 設定等のシステムの利用に必要な各種設定）
- ウ システムの操作説明書
- エ 加除式の長崎県例規集（3 セット）

(2) 初期データ作成及びセットアップ業務に係る提出物

- ア 契約後速やかに次の書類を提出すること。
 - α 計画書（スケジュール、体制等を記載したもの）
 - β システム概要（前提条件、システム概念、パッケージ構成等）
 - γ インフラ概要（システム構成、ネットワーク構成）
- イ 令和 8 年 3 月 1 日までに次の書類を提出すること。

運用テスト計画書

- ウ 令和 8 年 3 月 31 日までに運用テストを実施のうえ、テスト項目に記載されている全項目が正常であることの検証を行い、テスト結果報告書を提出すること。

(3) 検査

- ア 県がテスト結果報告書を承認したことでシステムの検収とする。
- イ アの検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、速やかに当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- ウ 前項の補正に要する費用は、受託者の負担とする。

(4) その他

- 県は現行システムの受託者と引き続き契約する場合は、(2)の提出及び(3)の検査を省略することができる。

14 システムソフトウェア及びサーバーの維持管理

- (1) システムのソフトウェア及びサーバーの正常な稼働を維持するため、システムの稼働状況の定期的な点検及び調整等を行わなければならない。
- (2) システムのソフトウェアの基本エンジン及びアプリケーションに異常が発生する等システムが正常に作動しない場合その他不具合が生じた場合は、直ちに、その原因を究明するとともに復旧への対応をしなければならない。
- (3) (1)及び(2)の規定によるシステムの維持管理については、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (4) サーバー等の維持管理については長崎県の導入しているフィルタリングソフトに制限されないよう健全な運営を行うとともに、万が一制限対象となった場合は、最優先事項として改善に対応すること。

15 セキュリティの確保

- (1) システムの管理機能への不正な侵入を防止するとともに、不正アクセスによる障害から復旧する体制を整備しなければならない。
- (2) 情報システムに入力されるデータについて、適切なチェックを行い、それが正確であることを確実にするために、可能な限り対策を行わなければならない。
- (3) 情報システムから出力されるデータについて保存された情報の処理が正しく反映され、適切に出力されることを確保しなければならない。

16 システムソフトウェアの更新

新機能の付加等によるシステムの改良（バージョンアップ等。ただし、システムの全体の見直しに係るものを除く。）があった場合には、随時、無償でシステムの更新を行うこと。

17 事故等の報告

本業務の履行に際して、事故等を生じた場合は、直ちに県に対し事故等の状況を報告しなければならない。

18 監査の実施

本業務の適切な履行を確保するための必要があると認められる場合は、県担当者をシステムの設置場所その他必要な場所に派遣し、監督を行うことができるものとする。

受託者は、県担当者の質問、調査及び資料の提出等の指示に応じ、かつ修正又は再構築の要求があった場合は、これに応じなければならない。

19 次期受託者への引継ぎ

受託者は本業務の範囲内として、次期受託者へ業務の引継ぎを確実に実施することとし、当該引継ぎに際しては、県が指定するデータを次期受託者へ引継ぐものとする。

20 委託料の支払方法

令和８年度から令和１２年度までの各会計年度において、３か月分をその翌月に請求書を受領してから３０日以内に支払う。

21 仕様書に定めのない事項

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して生じた疑義については、必要に応じ県と受託者協議のうえ定めるものとする。